

第16号様式（第18条）

助言又は指導に対する方針書

平成25年5月15日

（あて先）鎌倉市長



事業者 住所 鎌倉市大船六丁目1番3号
氏名 学校法人 鎌倉女子大学
理事長 福井一光
電話 0467(44)2111

代理人 住所 鎌倉市津890番地1
株式会社 ホーリーホーム
代表取締役 松原雄治
電話 0467(31)4823

〔 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

次のとおり、助言又は指導に対する方針書を提出します。

事業区域	地名地番	鎌倉市 岩瀬982番3ほか13箇
面積	24,472.00 m ²	
項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
	別紙のとおり	別紙のとおり

（注）大規模開発事業届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。

助言及び指導	方針
<p>1. 「岩瀬地区地区計画」について</p> <p>事業区域は、周辺の工業的・土地利用から文教環境を保全し、良好な市街地整備に寄与することを目標に「岩瀬地区地区計画」が定められています。地区計画に定める建築物の壁面の位置の制限を遵守し、建築物の形態又は意匠にも配慮するとともに、十分な緑化を行ってください。</p>	<p>事業区域は、周辺の工業的・土地利用から文教環境を保全し、良好な市街地整備に寄与することを目標に「岩瀬地区地区計画」が定められています。地区計画に定める建築物の壁面の位置の制限を遵守し、また建築物の形態・意匠にも配慮します。</p> <p>また、事業区域内の緑化に十分努めます。</p>
<p>2. 周辺景観との調和について</p> <p>事業区域は、鎌倉市景観計画において、敷地内の緑や建築物等が、周辺の景観を印象づける重要な役割を持つ「公共公益施設区域」に位置付けられており、市内唯一の大学として、周辺景観にうるおいを与え、地域の都市景観形成を先導する計画としてください。</p> <p>具体的には、事業区域は、まちの背景を作る緑豊かな「鎌倉近郊緑地特別保全地区」の丘陵地に近いことから、緑化計画にあっては、背景に見える山並みとの調和を考慮し、既存樹木をできる限り保全するとともに、緑の質と量の充実を図ることによりうるおいや四季を感じさせる緑化空間を創出してください。</p> <p>また、建築物は、周辺景観になじむ形態・意匠とするよう、使用する素材・色彩などのデザインに配慮してください。</p>	<p>事業区域は、鎌倉市景観計画において、「公共公益施設区域」に定められており、市内唯一の大学として、敷地内の緑化の推進や建築物等が地域の核となる先導的な都市景観形成に寄与できるように配慮します。</p> <p>また、都市計画道路3、4、3号 横浜鎌倉線をはさんで「鎌倉近郊緑地特別保全地区」の丘陵地がありますので、既存樹木をできる限り保全し、背景に見える山並みとの調和と緑の広がりを図ります。</p> <p>建築物の形態・意匠は周辺景観になじむよう使用する素材・色彩などのデザインに配慮します。</p>
<p>3. 工事の実施について</p> <p>工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じんによる影響の低減に努め、資機材等の搬出入時安全対策等に十分配慮し、周辺町内会や沿道の住民等と十分に協議を行い、工事協定を結ぶなどして円滑に工事を実施してください。</p>	<p>粉じんの発生と飛散防止については、工事出入口に工事用車両の洗浄施設を設け、車両やタイヤに付着した泥等の除去を行い、周辺に影響が出ないように努めます。また必要に応じて散水を行います。</p> <p>騒音、振動の低減については規制基準以下におさえ、低騒音型及び低振動型の重機を使用し、また工法選定に配慮し、できる限り騒音、振動の低減に努めます。</p>

	<p>工事中における、資機材搬出入時の安全対策について、工事車両の出入口は原宿・六浦線、横浜・鎌倉線の2ヶ所を予定しています。</p> <p>出入口にはガードマンを配置し、事故防止に努め、また、出入口には門扉を設けて関係者以外の立入りを禁止します。</p> <p>通学時間帯は児童等の安全に十分配慮し、工事車両の通行を出来る限りさけるようにします。</p> <p>グラウンド内の工事区域は、フェンス等で囲い関係者以外の立りを禁止し、安全対策を行います。</p> <p>町内会、沿道住民への工事周知及びご理解を得るため、工事着手前に町内会及び沿道住民へ工事の内容、方法、安全対策などを説明しご理解、ご協力が得られるよう努めます。</p>
4. その他	<p>鎌倉市まちづくり条例に基づく手続（「大規模開発事業基本事項届出」）は、具体的な公共施設の整備に係る技術審査を行うものではありません。</p> <p>今後、公共施設の整備その他については、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」等の手続において、関係各課との協議を踏まえて計画してください。</p> <p>まちづくり条例の手続終了後、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」等の手続きに着手しますが、公共施設の整備については、関係各課と十分協議を行い、計画を進めてまいります。</p>